

十勝市町村税滞納整理機構 滞納管理システム構築等業務
 プロポーザルに係る質問への回答について

質問箇所	質問内容	回答
実施要領 5 参加要件(5)	再委託禁止範囲としてはあくまでもシステムに関わる内容としており、ハードウェアの保守についてはこの限りではないと考えてよろしいでしょうか。なお、初回の障害切り分け等は当然受託者が行うものと考えております。	お見込みのとおりです。
仕様書 4 運用期間	「ただし、その後も継続して運用できるシステムであること」とありますが、このままですと貴庁が使う限り永久にという表現に見えますが、ハードウェアを技術革新やソフトウェアの対応が将来的にどのようなものになるのか想定することは不可能であると考えます。こちらについては、各社がどのようにとらえて提案を行う想定でしたでしょうか。	本プロポーザルにおいて提供されるシステムは、運用期間後も引き続き別途の契約に基づき保守を行うことを想定しておりますので、そのように定めたものです。
本プロポーザルにおけるプレゼンテーションを実施しない場合の判断基準 3 基準内容(1)(2)	「常広市」又は「プレゼンテーションを行う者の住所(職場及び居住地)」が含まれていることとありますがプレゼンテーションを行う者が複数の拠点となっている場合はどのような判断となりますでしょうか。	プレゼンテーションを行う方全員の職氏名及び住所(職場及び居住地)を報告願います。 1名でも基準内容に該当する場合は、プレゼンテーションを実施しません。
機能確認書 No.13	文字切れがありますので全文の公開をお願いいたします。	申し訳ありませんでした、修正いたします。またNo.16も同様に修正いたします。 なおNo.13の文末は「必要に応じて抽出できること。」、No.16については「反映されること。」となっております。
機能確認書 No.149	構築したデータベースについて、プログラムを修正することなく任意に変更・追加できることとありますが、こちらについて想定範囲が広すぎるため対応可能か判断できません。想定範囲を具体的にお示しください。	具体的には、帳票の文面・文言、発信者や、照会書の照会先、担当者氏名等について、運用方法や組織・体制等の変更に応じて、当方の任意に変更・追加できるようなことを想定しております。